

特別児童扶養手当 受給者のしおり

このしおりは特別児童扶養手当受給者の方及び支給停止中の方に配布しています。
届出事項等を確認し、手続の遅延が生じないようにご協力をお願いいたします。



詳しくは、区市町村の窓口にお問い合わせください。

あなたのお住まいの区市町村窓口は、次のとおりです。

このしおりは大切に保管してください！

〈受給者記号番号のおぼえ〉

東特 第 号 / 有期認定期限 令和 年 月

※番号と有期認定期限を記入しておくとお問合せの際に便利です。



東京都

特別児童扶養手当は、
障害のある児童を監護又は養育する方に手当を支給し、
その児童の生活の向上に役立てることを目的としています。

手 当 の 支 給

支払期間

認定請求をした日の属する月の翌月から、受給資格を喪失した日の属する月まで支払われます。

支払方法

受給者が指定する金融機関口座（ゆうちょ銀行を含む。）に振り込みます。

支払期……支払開始日は原則として各支払期月の 11 日頃

支払月については、原則として 4 月、8 月、12 月と定められています。
ただし、都では 12 月期については 11 月に支払います。

支払期	支払月分	令和8年度支払(開始)日	備考
12 月期	8 月～11 月	令和8年 11 月 11 日	上記参照(12月→11月支払)
4 月期	12 月～ 3 月	令和9年 4 月 9 日	
8 月期	4 月～ 7 月	令和9年 8 月 10 日	

- ① 手当は、支払期月の 11 日（11 日が土・日曜、休日にあたる場合はその前日）以降に、ご指定の金融機関口座で受け取ることができます。

※送金（現金）による受け取りの場合：受け取りの都度、「特別児童扶養手当受給証明書」と別途送付する「国庫金送金通知書」をご指定の郵便局窓口を持参すると受け取ることができます。

- ② 12 月支払期については、所得状況届（3 ページ参照）を 9 月 11 日までに提出し、審査を経て新しく受給証明書が交付された場合のみ、支払われます。

令和 8 年 4 月分から手当額が変わりました。
（ 1 級 ） 58,450 円 （ 2 級 ） 38,930 円

こんなときは必ず区市町村へ

届出に必要な用紙は区市町村の窓口にあります。

届出が必要なとき	ページ
所得状況届を提出するとき	3
所得状況等の変更があったとき	4
震災、風水害、火災等があったとき	4
障害の有期更新が必要なとき	5～7
受給資格がなくなったとき	8
対象児童が施設入所したとき	9
対象児童の障害の状態が変わったとき	10
対象児童の人数が変わったとき	10
受給者、対象児童の届出事項に変更があったとき	11
優遇制度を受けるとき	12

- * 添付書類の「所得証明」「住民票」等は、省略できる場合があります。
- * 届出の際に添付する書類は、発行又は交付後概ね 1 か月以内のものを添付してください。
- * 各種届出は、ボールペン（黒）で記入してください。
（消せるボールペンは不可。）
- * 一部の自治体では、特定の手続についてオンライン申請が可能となっています。

所得状況届を提出するとき

所得状況届とは……

受給者とその配偶者及び扶養義務者の前年の地方税法上の所得の額によって、その年の8月から翌年の7月までの手当が支給できるか審査するためのものです。

届出の期間は……

8月12日から9月11日まで。日程はお住まいの区市町村からお知らせします。

手 続		
届 出 用 紙	「特別児童扶養手当所得状況届（現況届）」	
添 付 書 類	区市町村の 発行した前年の 「所得の証明書」	「所得の証明書」を省略できる場合があります。
	- 対象児童と同居せず監護しているとき - 受給者が養育者の方 - 住所要件ありの方 - 離婚前提で別居し、受給者となった方 「監護・養育事実についての調査書」	対象児童の住所地の民生（児童）委員や学校長等が証明したものです。 （例）①受給者である父が単身赴任しているとき ➡対象児童の住所地の民生（児童）委員等の証明 ②対象児童が全寮制の学校に通っているとき ➡その学校の学校長等の証明

《ご注意ください！》

- ・ 所得状況届の提出が遅れると、8月分以降の手当の支給が遅れます。
- ・ この届を未提出のまま2年間経過すると、受給権がなくなります。
- ・ 前年の所得が所得制限限度額を超え手当が支給停止となっていた方で、今年も所得が所得制限限度額を超え、引き続き支給停止が見込まれる方は、所得状況届を提出しなくてもかまいません。（その場合、所得額を公簿で確認させていただきます。）
- ・ 所得状況届内の個人番号は、登録している方の変更及び番号の変更があった場合のみ記載してください。窓口において個人番号及び本人確認を行います。本人確認の証明類については、各区市町村に問い合わせください。

所得制限限度額（令和８年度）（単位：円）

扶養親族等の数	受 給 者		配偶者及び扶養義務者	
	収 入 額	所得限度額	収 入 額	所得限度額
０ 人	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
１ 人	6,862,000	4,976,000	8,586,000	6,536,000
２ 人	7,284,000	5,356,000	8,779,000	6,749,000
３ 人	7,707,000	5,736,000	9,012,000	6,962,000
４ 人	8,129,000	6,116,000	9,225,000	7,175,000
５ 人	8,546,000	6,496,000	9,438,000	7,388,000

注１：「受給者」の扶養親族等がある場合の所得限度額は、70 歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 10 万円、特定扶養親族等 1 人につき 25 万円を、上記の金額に加算した額とします。なお、特定扶養親族等には、16 才以上 19 才未満も含むので、これに該当する場合、区市町村の窓口で申し出てください。

注２：「配偶者及び扶養義務者」の扶養親族等がある場合の所得限度額は、老人扶養親族 1 人につき（対象制限あり）6 万円を、上記の金額に加算した額とします。

注３：所得制限の限度額は「所得額」で規定されており、ここでの「収入額」は、給与所得者を例として、給与所得控除額等を加えて算出した目安額です。

注４：給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から 10 万円を控除します。

所得状況等の変更があったとき

所得状況届を提出後、次のような変更があったときは、区市町村にご連絡ください。

- ・ 所得額の更正があったとき
- ・ 扶養義務者との同別居の異動があったとき
- ・ 婚姻・離婚したとき

上記に伴い、次の手続が必要となります。（手当が支給開始又は支給停止になる場合があります。）添付書類については省略できる可能性があります。

手 続		
届 出 用 紙	「所得状況変更届」・「所得状況変更入力票」	
添 付 書 類	所得更正の場合	区市町村発行の「所得の証明書」
	扶養義務者の異動の場合	「住民票」
	離婚等の場合	「戸籍謄本」

＊所得状況の変更に伴い、配偶者の方に受給者を変更していただく場合があります。

震災、風水害、火災等にあったとき

災害にあった受給者等には、災害の特例の扱いがありますので、区市町村にご相談ください。

障害の有期更新が必要なとき

障害の有期認定とは……

対象児童の障害の状態に応じて、一定の期間を設けて受給資格を認定することです。

有期更新とは……

一定の期間が過ぎると、再度、障害の状態について認定が必要となります。

有期の期間とは……

障害の種類が慢性疾患（内部障害）、知的障害の場合はおおむね2年等、適宜必要な期間を定めます。

あなたの有期認定期限、診断書の提出期限は……

「有期認定通知書」によりお知らせします。（所得状況届にも記載されています。）

また、提出期限の2か月前に再度「特別児童扶養手当障害状態再審査（診断）請求書の提出について」によりお知らせします。

診断書の診断年月日は、原則として、有期認定期限の当月又は前月中のものです。（診断書の審査結果により、7ページの取扱いになりますのでご注意ください。）

手 続		
届 出 用 紙	「障害状態再審査（診断）請求書」	
添 付 書 類	「特別児童扶養手当認定診断書」	- 地域の医療機関で診断を受けてください。 - 障害の種類によって、診断書の用紙が異なります。 - 診断書の診断月日は、原則として有期認定期限の月又はその前月中のものです。 - 提出された診断書の内容に未記入等があり、審査できない場合は、診断書を返却し、改めて診断書を作成した医療機関等で受診していただくことがあります。この場合、手当の支払時期が遅れることがあります。

※有期認定期限内でも障害の状態が変わったときは届出が必要です。（10ページ参照）

※所得制限により支給停止の場合、有期更新を省略することができます。

ただし、所得更正等によって支給停止が解除された場合でも、有期認定期限内に手続き（障害状態再審査（診断）請求書と診断書等の提出）がなければ、提出された月までの期間は支給停止（カット）となります。

診断書を省略できる場合があります。

身体障害者手帳又は愛の手帳の交付状況により、診断書を省略できることがありますので、区市町村へご相談ください。

- (例)・内部障害を除く身体障害者手帳 1、2 級をお持ちの方
・愛の手帳又は愛の手帳確認証明書 1、2 度をお持ちの方 等

診断書の提出時期にご注意ください！

有期認定期限より早く診断書を作成し、提出された場合は、以下のようになります。

- (例) 3 月が有期認定期限の場合……診断書の提出期限は 3 月 31 日
提出された診断書の診断年月日……1 月中のもの
- ① 次回有期認定期限 ➡ 11 月 30 日に変更になります。
 - ② 特別児童扶養手当等級が 1 級から 2 級になったとき
➡ 2 月分から減額になります。
(4 月期の手当を受領済の場合は、8 月期の手当で減額調整します。)
 - ③ 特別児童扶養手当等級が 1 級・2 級のいずれにも該当しなくなったとき
➡ 診断書の診断年月日で受給資格がなくなります。
(4 月期の手当を受領済の場合は、2 月分と 3 月分の手当を返還していただきます。)

有期認定期限までに診断書が提出されないときは、その期間の手当が支払われません(支給停止)。

- ・ 有期認定期限までに、診断書が提出(添付書類が不備なくそろい区市町村窓口において受理)されないときは、その期間の手当が支払われません。
- ・ その期間(支給停止期間)とは、診断書の有期認定期限の翌月から、実際に診断書が提出された月までです。

- (例) 3 月が有期認定期限の場合……診断書の提出期限は 3 月 31 日
- ① 4 月中に提出 ➡ 4 月分が支給停止(カット)となり、5 月分から支給
 - ② 7 月中に提出 ➡ 4 月から 7 月までの分が支給停止(カット)となり、8 月分から支給

提出された診断書の審査の結果により、 手当額や受給資格が変更される場合があります。

① 「増額」

特別児童扶養手当等級が**2級から1級**になったときは、「特別児童扶養手当額改定請求書」の**区市町村受理日の属する月の翌月**から増額します。

※「障害状態再審査（診断）請求書」で**有期更新**された場合は、「障害状態再審査（診断）請求書」を「額改定請求書」に読み替えて適用します。

② 「減額」

特別児童扶養手当等級が**1級から2級**になったときは、診断書の**診断年月日の属する月**が**有期認定期限のいずれか早い月の翌月**から減額します。

（例）3月の有期期限の方が、2月に作成された診断書を提出した場合

➡ 3月分から減額

③ 「資格喪失」

特別児童扶養手当等級が1級・2級の**いずれにも該当しなくなったときは**、診断書の**診断年月日**が**有期認定期限のいずれか早い日**をもって受給資格が**なくなります**。

（例）3月の有期期限の方が、2月に作成された診断書を提出した場合

➡ 2月で受給資格喪失

（4月期の手当を受領済の場合は、3月分の手当を返還していただきます。）

④ 「重複障害」

複数の障害がある場合は、それぞれの診断書の提出をお願いします。

個々の障害の程度が「障害程度認定基準」より軽度な場合でも、該当となることがあります。

＊身体障害者手帳の「再認定診査年月」を基準に有期認定されている場合で、**再認定診査の結果が軽減**されたときは、手帳の更新年月日か、手当の有期認定期限の**いずれか早い日**をもって、資格喪失又はその翌月から減額となります。

＊診断書から身体障害者手帳で更新することにより減額となる場合で、診断日の方が手帳の交付日（更新日）より古いときは、手帳の交付日（更新日）の翌月から減額となります。診断書の方が新しいときは、手帳の交付日（更新日）か、障害状態再審査（診断）請求書の受理日または有期認定期限の**いずれか早い日**の翌月から減額となります。

＊提出された診断書の内容に未記入等があり、審査できない場合は、診断書を返却し、改めて診断書を作成した医療機関等で受診していただくことがあります。この場合、手当の支払時期が遅れることがあります。

受給資格がなくなったとき

受給者に理由がある場合

- ・ 日本国外へ転出したとき
 - ・ 離婚等で対象児童の監護（※1）をしなくなったとき
 - ・ 対象児童の養育（※2）をしなくなったとき
 - ・ 対象児童の生計を主として維持しなくなったとき（婚姻等）
 - ・ 死亡したとき
 - ・ 辞退するとき
- ※1：監護とは……主として精神面から対象児童の生活について種々配慮し、物質面から日常生活において、対象児童の衣食住等の面倒をみていることをいいます。
- ※2：養育とは……監護の他に対象児童と同居し、かつ、生計を維持していることをいいます。

対象児童に理由がある場合

- ・ 児童福祉施設等へ入所したとき ➡ 9 ページ参照
- ・ 20 歳になったとき
- ・ 日本国外へ転出したとき
- ・ 障害の程度が該当しなくなったとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 婚姻したとき
- ・ 障害年金等、障害を理由とする年金を受けるようになったとき

手 続

手 続			
届 出 用 紙	「特別児童扶養手当資格喪失届」		
添 付 書 類 (喪失理由により、不要場合があります。)	受 給 者	死亡の場合	「戸籍謄本」又は「住民票」
		死亡後、まだ受領していない手当がある場合	「戸籍謄本」又は「住民票」 「未支払特別児童扶養手当請求書」
		国外転出、監護・養育なしの場合	「住民票」 (監護なしの場合は「戸籍謄本」)
	対 象 児 童	施設入所の場合	「措置決定通知書」等の写し
		国外転出、死亡の場合	「住民票」

* 添付書類については省略できる場合があります。

対象児童が施設入所したとき

受給資格がなくなるのは

- ① 対象児童が、児童相談所又は福祉事務所の措置決定により、児童福祉施設等に入所した場合
(児童相談所等から「措置決定通知書」が交付されます。)
- ② 対象児童が、児童福祉法又は障害者総合支援法による障害児入所給付費、介護給付費の支給を受けて施設に入所した場合(東京都又は区市町村から「受給者証」等が交付されます。)
 - *ただし、親子入所の場合は受給資格はなくなりません。
 - *自宅から施設に通っている場合は「施設入所」に含まれません。

施設の代表的な例は

体の不自由な児童のための施設

- (例) 北療育医療センター、東京小児療育病院、緑成会整育園、府中療育センター、東大和療育センター、みどり愛育園、心身障害児総合医療療育センター 他
- *病院と施設が併設されている所があります。

知的障害を持った児童のための施設

- (例) 七生福祉園、東村山福祉園、多摩藤倉学園、滝乃川学園、八幡学園 他
- *学園という名称の施設がありますが、学校ではありません。

- * 入所、入院先が受給資格喪失にあたるかどうか不明なときは、お住まいの区市町村へお問い合わせください。
- * 施設入所により受給資格がなくなる場合は入所日(又は措置日)の前日をもって受給資格がなくなります。
- * 施設を退所した場合は、その翌日をもって新規認定請求ができます。

受給資格がなくなったときは、すみやかにご連絡ください

届出をしないまま手当を受給しますと、過払いとなった手当の総額をあとで返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

- (例) 3月1日付で対象児童が施設に入所したが、「資格喪失届」を提出しないまま、4月期の手当が口座に振り込まれてしまった場合

- ➡ 2月末日で受給資格喪失
3月の1か月分の手当額を返還していただきます。

- (例) 受給者が4月15日に離婚・別居したことにより、対象児童を監護しなくなったが、「資格喪失届」を出さないまま、8月期の手当が口座に振り込まれてしまった場合

- ➡ 4月15日で受給資格喪失
5月から7月までの3か月分の手当額を返還していただきます。

対象児童の障害の状態が変わったとき

障害の状態が増進したとき……増額される場合があります。

(例) 身体障害者手帳が聴覚障害の 3 級から 2 級になったとき

→「特別児童扶養手当額改定請求書」の区市町村受理日の属する月の翌月から特別児童扶養手当等級 1 級に増額します。

障害の状態が軽減したとき……減額される場合があります。

(例) 身体障害者手帳が体幹機能障害の 2 級から 3 級になったとき

→身体障害者手帳の更新日の翌月から特別児童扶養手当等級 2 級に減額します。

***身体障害者手帳の「再認定診査」により、障害等級が軽減する場合があります。
(7 ページ*参照)**

手 続		
増進の場合	届出用紙	「額改定請求書」
	添付書類	「認定診断書」等
軽減の場合	届出用紙	「額改定届」
	添付書類	「認定診断書」等

対象児童の人数が変わったとき

手 続		
増加の場合	届出用紙	「額改定請求書」
	添付書類	「認定診断書」「住民票」「戸籍謄本」等
減少の場合	届出用紙	「額改定届」
	添付書類	「戸籍謄本」等必要なもの

*添付書類については省略できる場合があります。

受給者、対象児童の届出事項に変更があったとき

届出用紙「記載事項変更届」に以下の変更事由に応じた書類を添付の上、届け出てください。

事由	添付書類
受給者の氏名	「戸籍謄本」
受給者の住所	* 住所変更の場合は、転出した先で手続きを行ってください。
振込先口座	* 普通預金口座のみ。大和ネクスト銀行等一部扱えない銀行があります。 * 振込先口座変更の場合は、「振込口座が確認できる通帳」等の写しが必要です。 * 公金受取口座を希望される場合は、お住まいの区市町村へご相談ください。
児童の氏名、続柄	「戸籍謄本」
児童の住所、同・別居の変更	「住民票」 「監護事実についての調査書」 * 受給者と同居から別居に変更又は別居中の児童の住所を変更した場合に必要です。
外国人の方が在留期間を更新したとき	「住民票」「在留カード（写）」 * 在留期間を過ぎても届出がない場合は、手当の支払が一時停止されますので、ご注意ください。（対象児童が外国人の場合も同様の取り扱いです。）

* 添付書類については省略できる場合があります。

* 各種届出は、**変更後14日以内**に手続きを行ってください。

優遇制度を受けるとき

特別児童扶養手当の「受給証明書」をお持ちの方は優遇制度を受けることができます。

水道・下水道料金の減免等

問い合わせ先	23区	東京都水道局各営業所
	市町村	東京都水道局各サービスステーション 各市役所、町村役場

粗大ごみ等廃棄物処理手数料の免除

問い合わせ先	23区	各区清掃事務所
	市町村	各市役所、町村役場

- * 減免等の実施状況は区市町村により異なります。詳しくはお住まいの区市町村へお問い合わせください。
- * 手続の際は、いずれも「受給証明書」が必要です。
- * 東京都では毎年、所得審査後に「受給証明書」を発行しております。本証明書を紛失した場合や、住所変更・有期認定期月の更新があった場合で、優遇制度を受けるために改めて「受給証明書」が必要な場合は、区市町村へ「受給証明申請書」を提出してください。再発行が可能です。（再発行までには時間がかかります。ご了承ください。）

令和8年6月

登録番号（8）5

特別児童扶養手当受給者のしおり（令和8年度版）

東京都心身障害者福祉センター調整課手当担当

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1

セントラルプラザ15階

ダイヤルイン 03-3235-2949



古紙配合率: 70%再生紙、環境にやさしい大豆油インクを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。